薩摩川内市人権教育･啓発基本計画

（概要版）

第1章　基本計画策定の背景

１　国際的動向

国連総会において、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと「人権教育のための国連１０年（1995 年～2004 年」と決議された。平成１６年には、引き続き世界各地で人権教育を推進することを目的に、平成１７年（2005 年）から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、２１世紀を「人権の世紀」とする決議がされました。

２　国及び鹿児島県の動向

平成１０年（1998 年）１２月の県議会において、「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、県内の市町において人権宣言が採択されるなど、差別や偏見のないまちづくりの気運が高まった。平成１１年（1999 年）には「人権教育のための国連１０年」の取組を推進するため、県行動計画を策定した。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年１２月６日）」の施行を受け、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定されました。

３　本市の取組み

本市においては、人権の尊重を施策の一つとして位置づけ、人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい理解と認識並びに人権問題を身近な問題としてとらえるよう、地域・学校などのあらゆる場において活動を展開してきましたが、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことが考えられ、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

第2章　人権施策推進の目標と考え方

１　計画策定の位置づけと目的

この基本計画は､「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年１２月６日施行）」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「薩摩川内市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的方向を示すものです。

また、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができることを目標として、人権施策の総合的な展開の方向と、普遍的に人権にかかわる課題及び特に重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにすることを目的としています。

２　計画の期間

本計画は、平成２６年度以降における人権教育･啓発施策の基本方向を示すものです。また、施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直します。

３　計画の基本理念

人権尊重を日常から習慣として身につけ、人権尊重の行動が社会全体に浸透した豊かな社会を築くように努めていくため、すべての人々が人権を享有し、すべての人々が人権が尊重

される平和で豊かな明るい地域社会の実現を基本計画の理念とします。

４　基本的な考え方と姿勢

⑴　人権を尊重する意識の向上
⑵　個人の尊厳の確保とお互いの価値観を認め合う共生の心を育む
⑶　相互連携による効果的な人権教育・啓発の推進

基本理念

すべての人々が人権を享有し、
すべての人々が人権が尊重される平和で豊かな明るい地域社会の実現

⇩

目　標

・人権を尊重する意識の向上
・個人の尊厳の確保と共生社会の形成
・家庭・学校・地域・職場の相互連携
（協働による意識改革と社会づくりの推進）

⇩

人権教育・啓発の推進施策

あらゆる場を通じた推進
・家庭
・学校等
・職場
・行政における推進

重要課題への対応
・女性
・子ども
・高齢者
・障害者
・同和問題
・外国人
・HIV感染者・ハンセン病患者等
・犯罪被害者等
・インターネットによる侵害
・北朝鮮当局による拉致問題等
・さまざまな人権

計画の推進

基本姿勢
・広範な取り組み
・時代の要請・ニーズに合った取組

推進体制
・推進会議等の設置

進行管理
・適切な進行管理
・見直し

第3章　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、行政をはじめ市民一人ひとりが正しい認識を持ち、努力を続けていくことが大切です。人権尊重の社会づくりの担い手である市民の積極的な取り組みが促進されるよう、学習の振興、教育・啓発が必要です。このため、人権に関する学習、教育・啓発について、家庭、地域、学校、職場のあらゆる場において進める必要があります。

１　家庭・地域

現状と課題
●学ぶことができる環境づくり
●家庭、地域、学校、職場等での学習機会の提供の協力　など

取組の方向
●家庭における教育力の向上
●地域における人権尊重の環境づくり

●人権に関する普及啓発と人材育成

2　学校等

現状と課題
●信頼感のある温かい人間関係をつくる教育
●正しく判断して、行動することができる子どもの育成　など

取組の方向
●あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実
●教職員・保育士の指導力の向上
●安心して楽しく学ぶための環境づくり
●家庭・地域・行政の連携強化

3　職場

現状と課題
●就労者が快適に働き続けることができる環境づくり
●男女の賃金等の処遇の格差是正
●仕事と家庭の両立を可能とする環境整備
●高齢者の継続雇用　など

取組の方向
●特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実
●企業等への併発の充実

4　行政

現状と課題
●市民への情報提供・啓発
●各種相談窓口における人権にかかわる相談機能の充実　など

取組の方向
●啓発活動の充実
●人権侵害に対する相談・支援体制などの充実

第4章　重要課題への対応

今日においても、女性差別や児童虐待、障害者への偏見などさまざまな人権課題が存在しています。これらの課題の現状や解決に向けた今後の取り組みについてまとめ、人権尊重の視点を大切にした行政の推進や市民の人権意識の高揚を目指しています。

1　女性

現状と課題
●男女に不平等な慣行やしきたりの存在
●男女がそれぞれの生き方を尊重したワーク・ライフ・バランスの実現
●男女平等を推進する学習や教育の充実
●男女共同参画の理念の浸透　など

取組の方向
●男女が互いに人権を尊重できる環境づくり
●仕事と生活が調和する社会づくり
●女性の参画の促進

２　子ども

現状と課題

●子どもや子育て世代を取り巻く環境の悪化（いじめの増加、少年非行の凶悪化、児童虐待の増加、性の商品化、薬物乱用の低年齢化など）
●子育て、子育ち社会全体で支える仕組みの充実　など

取組の方向

●子どもが人権を理解する環境づくり
●豊かな人間性を育む教育の推進
●人権保育の推進（子どもの人権を守る保育の推進）
●子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進

３　高齢者

現状と課題

●高齢者に対する虐待・介護や世話の放棄・放任
●要介護高齢者に対する介護サービスの充実
●介護予防や高齢者の権利擁護の普及による地域で支え合い推進　など

取組の方向

●高齢者の人権を尊重する意識づくり
●安心して介護サービスを受けられる環境づくり
●高齢者の自立と生きがいづくりへの支援
●高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備

４　障害者

現状と課題

●障害のある人に対する社会的な正しい理解や認識の不足　など

取組の方向

●障害者の人権を尊重する意識づくり
●障害者の自立と社会参加への支援
●障害者や家族の生活支援

５　同和問題

現状と課題

●差別意識の存在　など

取組の方向

●人権教育及び啓発活動の推進

６　外国人

現状と課題

●言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解、差別や偏見の存在　など

取組の方向

●共生社会の形成
●外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり

7　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

現状と課題
●病気そのものや患者・感染者への差別意識の存在
●エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する正しい知識や理解の不足　など

取組の方向
●感染症患者などの人権を尊重する意識づくり
●感染症患者などの自立と社会参加の支援

8　犯罪被害者等

現状と課題
●犯罪被害者やその家族に対する正しい理解（精神的、経済的）不足
●あらゆる機関が連携した相談・支援体制の構築　など

取組の方向
●犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進
●相談・支援体制の充実

9　インターネットによる人権侵害

現状と課題
●差別的情報の掲示、個人情報の流出、プライバシーの侵害　など

取組の方向
●利用者の教育・啓発の推進

10　北朝鮮当局による拉致問題等

現状と課題
●北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権侵害　など

取組の方向
●拉致問題に対する意識づくり

11　その他の課題

現状と課題
●アイヌの人々に対する理解の深化
●刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識
●ホームレスの人たちに対する嫌がらせや暴行
●性同一障害のある人に対する様々な不利益や差別　など

取組の方向
●さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

第5章　計画の推進

１．基本姿勢

広範な取り組みを進めるため、あらゆる場、あらゆる機会、あらゆる組織を通じて、人権尊重の社会を実現する。また、時代の要請・ニーズに合った施策の実施に努める。

２．推進体制

本計画を効果的に推進し、市民の人権尊重の意識を高めるため、関係部局相互の連絡調整と連携を図るため、推進本部を設置し、総合的な施策の推進に努める。

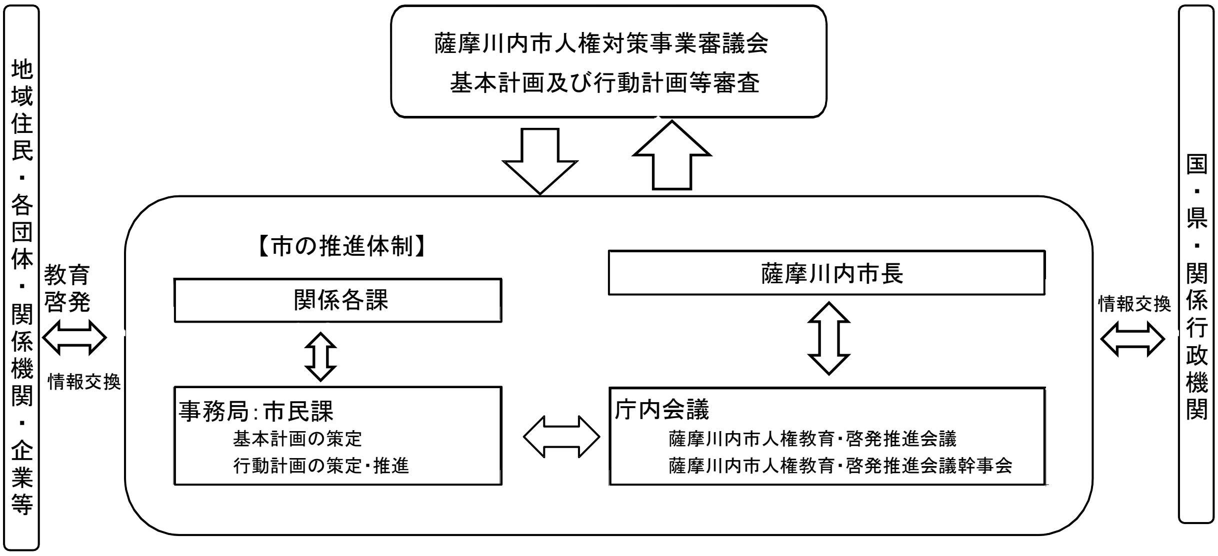

３．計画の進行管理と見直し

この計画に掲げた内容については、適切な進行管理を行い、計画の推進を図る。

人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本計画を変更する必要が生じた場合には、その見直しを行います。